

西洲卸団地ホール管理規約

(目的)

第1条. 本規約は、西洲卸団地ホール（以下「卸団地ホール」という）の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用者の範囲)

第2条. 卸団地ホールは、組合員の使用に供するものとする。また、組合員の使用に支障を及ぼさない範囲において、員外利用を認めることができる。ただし、次の各号の一に該当するときは、組合員、員外ともに使用を認めない。

- (1)公の秩序または善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき
- (2)組合業務執行上支障があると認めるとき
- (3)卸団地ホールの管理上支障があると認めるとき
- (4)布教の目的で使用するとき及び政治目的のために利用するとき
- (5)その他組合において使用を不相当と認めるとき

(使用の承認)

第3条. 卸団地ホール及び附属設備、什器備品を使用する者は、様式「西洲卸団地ホール使用等申込書」を組合に提出し、組合の承認を得なければならない。

(使用料金)

第4条. 卸団地ホールの使用料金は、別表「西洲卸団地ホール使用料金表」のとおりとする。

2. 「西洲卸団地ホール使用料金表」の改定については、組合の理事会において決定する。

(使用料の納付等)

第5条. 使用料は、使用後に組合が指定する銀行口座に全額を振込みするか、直接組合に現金払いとする。ただし、卸団地ホールを初めて使用する場合は、前払いとする。また、法人格のない個人等が使用する場合は、常に前払いとする。

2. すでに納めた使用料は返金しない。ただし、組合が特別の理由があると認めたときは、その全部または一部を返金することができる。

(使用の変更、取消し)

第6条. 使用者が使用の変更または取消しをしようとするときは、第3条の様式による申込書を組合に提出しなければならない。ただし、使用日の当日及び前日の使用取消しは、利用料金の半額をキャンセル料として組合に支払わなければならない。

(使用後の原状回復)

第7条. 使用者は次の各号を遵守し、使用を終えたときは使用場所を速やかに原状に復して返さなければならない。

- (1)室内では、原則として火気を使用しないものとする。ただし、火気を使用する場合は事前に組合の承認を得るとともに、使用者側で消火器の準

備をする。

(2)湯茶等の接待は、使用者の側で行うものとする。

(3)使用後の茶器等は、洗って所定の場所へ返却するものとする。

また、ゴミの清掃や持込み残物等一切の片付けは、使用者が行うものとする。

(損害の弁償)

第8条. 使用者の故意または過失により、卸団地ホールの施設、器具等を破損したときは、使用者の責任において損害を弁償しなければならない。

附則

この規程は平成2年7月10日より施行する

平成5年8月1日一部改正

平成6年10月1日一部改正

平成8年7月26日一部改正

平成8年8月23日一部改正

平成15年5月14日一部改正

平成27年5月26日に規程を廃止し規約として制定

平成30年4月1日使用料金表を改正